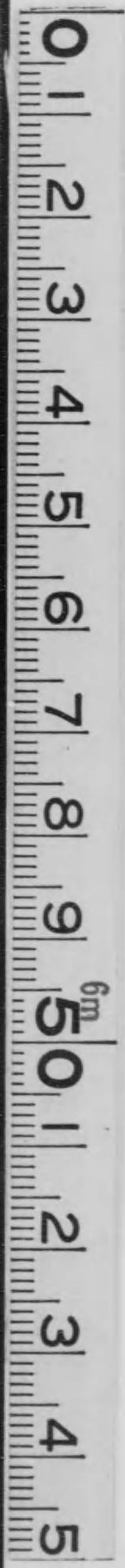


276

215

青年団競技

国立国会図書館



始



工 7B8

青年團競技

陸軍戶山學校撰定

青年團中央部編纂

276-215

陸軍戶山學校撰定

青年團競技

青年團中央部編纂

大正
6. 8. 29
内交

序言

體育は、青年團の目的中、最も重要なもの、一なり。而して青年の身體を鍛錬する方法に至つては、其の種類極めて多しと雖も、青年をして、興味を以て之れを行はしむるもの、蓋し競技に如くものなかるべし。競技は全力を盡して優劣を争ふ所の運動なるが故、他の運動の如く單調ならず、又器械的ならず、趣味あり、且つ効果の頗る顯著なる運動法にして、競技の問題は、青年團に離るべからざる重大問題なり。然れども競技の種類又雑多にして、弊害の之れに伴ふもの少しとせず。是に於て

本書は、専ら體育上の見地より、雑多の競技中、弊害なくして趣味に富み、而して實効の顯著なるもののみを撰擇記述し、以て青年團體育の参考に資せんとす。競技の主要目的は、固より體育にあり。然れども、競技に於ては、特に青年團の競技に於ては、體育と同時に、人格の訓練に重きを置かざるべからず。競技に於て重んずべきは、公明正大にあり。一點の奸詐不正を許さず。若し青年團の競技に於て、所謂競技道徳を尊重するの心を涵養せば、其の效果、實に體育のみに止まらざるべし。

大正六年八月

青年團中央部

青年團競技目次

實施上一般の注意……………一頁

第一類 簡易なる競技……………三

 其一 平均運動に屬するもの……………三

 第一 平均破……………三

 其二 腹の運動に屬するもの……………三

 第一 足舉鬼遊……………四

 其三 行進運動に屬するもの……………五

 第一 蛇行……………五

第二 陣取	六
第三 陣の交換	八
第四 俘虜	九
第五 旗送	一一
第六 圓陣鬼遊	一四
第七 兔と犬	一五
第八 獵師	一七
其四 横腹の運動に屬するもの	一八
第一 球送	一八
第二 人捕	一九

其五 跳躍運動に屬するもの	二〇
第一 一人一脚	二〇
第二 馬跳	二二
第三 脚切	二三
第四 隘路通過	二三
其六 雜	二四
第一 球落	二四
第二 動的射撃	二五
第三 襲撃	二六
第二類 競技	二七

第一	網一曳	二七
第二	早駢競走	三〇
第三	中繼競走	三三
第四	球入競争	三四
第五	騎馬戰	三七

目次終

青年團競技

陸軍戸山學校 撰定
 青年團中央部 編纂

實施上一般の注意

一、運動中簡易なるものは第一類に集め、身體に及ぼす主效益に依り、之を分類せり。第二類に屬する運動は、變化に富み趣味多きも、實施稍々複雑なるを免れず。

二、競技は體操に比し、矯正的の效果に乏しく、且各人を均等

漸進的に運動せしむること困難なり。故に之を偏用することなく、體操に附隨して、其目的を達することを勉むべし。

三、競技は趣味に富み、動もすれば實施時間長きに過ぎ、過勞に陥り易し。故に適度を越えざることに注意するを要す。

四、運動に依り品性を陶冶するは、競技の價値ある所以なり。故に機微の間能く相互に善を勧め、惡を戒むるを要す。

五、競技に於ては、全力を盡して優勝を争ふを必要とす。然れども秩序を紊り、又は不正なる手段を弄することなきは勿論却て敵手の優勝を認識するの雅量あるを要す。

第一類 簡易なる競技

□其一 平均運動に屬するもの

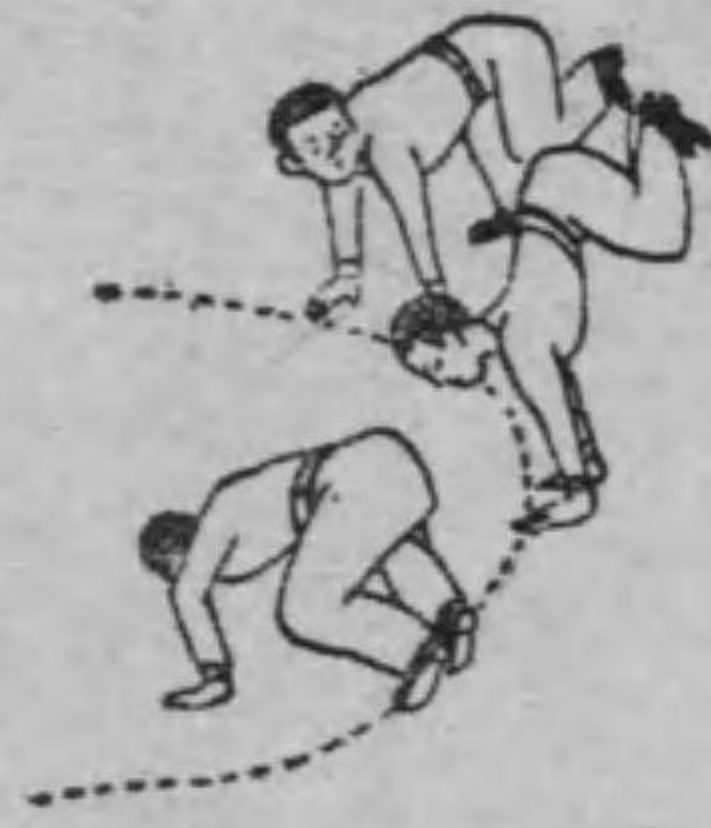
第一 平均破 本運動は習技者を約三步間隔の二列横隊と爲して相對向せしめたる後左の如く行ふ。

一、兩脚若くは片脚にて立ち、兩手にて對手の掌を押し、之を基面外に出すことを努む。

二、同一直線上に於て、片脚を後方に踏開き、片手にて對手を基面外に出すことを努む。

□其二 腹の運動に屬するもの

第一 足舉鬼遊(第一圖) 本運動は習技者中の一名を捕者とし、其他を内方に向ひ、約三步間隔の一系列の圓陣に配置し、各自を



第一圖

して蹲らしめ、捕者を其圓外に位置せしめたる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、捕者は圓外に沿ひて行進し、習技者中地上に足を着けたる者を捕ふ。習技者は捕者の來るや、兩手にて體を支へ、足を地より離して捕へられざる如く努む。

捕へられたる者は代りて捕者となり、續いて行ふ。

◎實施上の注意 捕者は一地に停止せざることを。

□其三 行進運動に屬するもの

第一 蛇行(第二圖) 本運動は習技者を同一人員の數組に分ち各組を約三步距離の一系列側面縱隊と爲して、適宜の間隔に併列せしめたる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、各縱隊の後尾の者は、各習技者間を疾走しつゝ、蛇行し、先頭に進出し臂を側方に出して合圖を爲す。此合圖に依り次の者は發進し、前要領に依り先頭に進出し、逐次斯の如く運動を繼續し、最初縱隊の先頭に在りし者の第一に進出したる組を以て勝者とす。

第二圖

本運動は行進間に行ひ、又各習技者の發進時機を示して行ふことを得。

◎實施上の注意 (イ)蛇行する者は、手を以て他の習技者に觸れざること。(ロ)停止間に在りては、列中に在る習技者は、開脚姿勢を取らしむるを可とす。

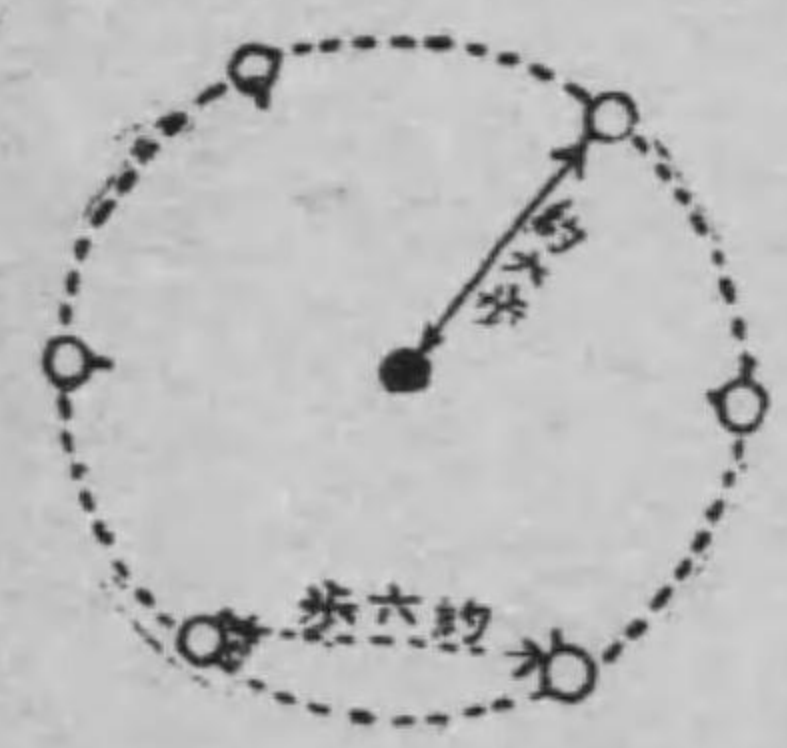
第二陣取(第三圖) 本運動は習技者中の一名を捕者とし、其他(六名乃至八名を適當とす)を捕者を中心とする、平均約六歩

の圓周上に略々等間隔に配置し、各々其位置を標示せしめたる後左の如く行ふ。

捕者の『左』或は『右』の令に依り、各習技者は速に左或は右隣の陣に移り、捕者は習技者に先ち、其陣を奪ふことを努む。捕者の爲め陣を奪はれたる者は、代りて捕者となり、續いて行ふ。

本運動は人員及場所の關係に依り、捕者を二名とし、又は各陣に二名の習技者を入れて行ふことを得。

◎實施上の注意 捕者は習技者が令



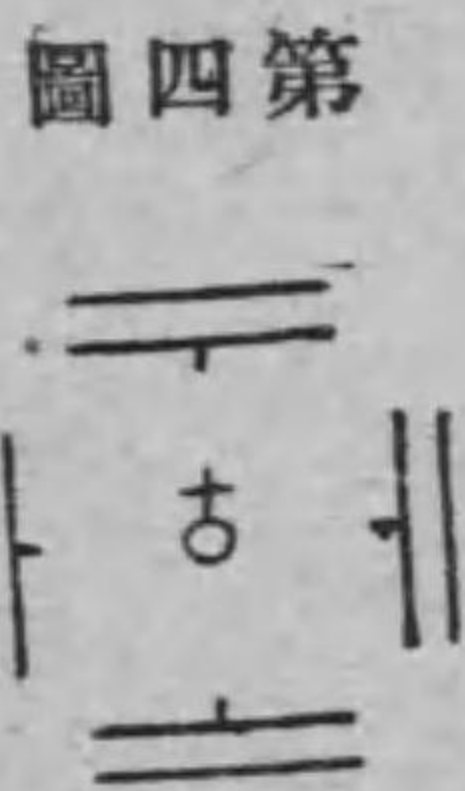
第三圖

せられたる陣に移り終らざるに先ち次の命を下さざること。

第三 陣の交換(第四圖) 本運動は習技者を同一人員の三個以

上の組に分ち、各組を一行又は二列の横隊と爲し、教官の周圍に於て之に面し、等間隔に配置し、其兩翼を標示せしめたる後左の如く行ふ。

教官の『左』或は『右』の令に依り、各組の習技者は各自速に



第四圖

左、或は右隣の陣に移り『止れ』の令ある迄に他の組に先んじ、整頓を完了すること努む

本運動は『左』或は『右』を令する代りに、

一個の珠又は石の類を空中に投げ、其地上に落着したる時を以て『止れ』の令に代へて實施することを得。

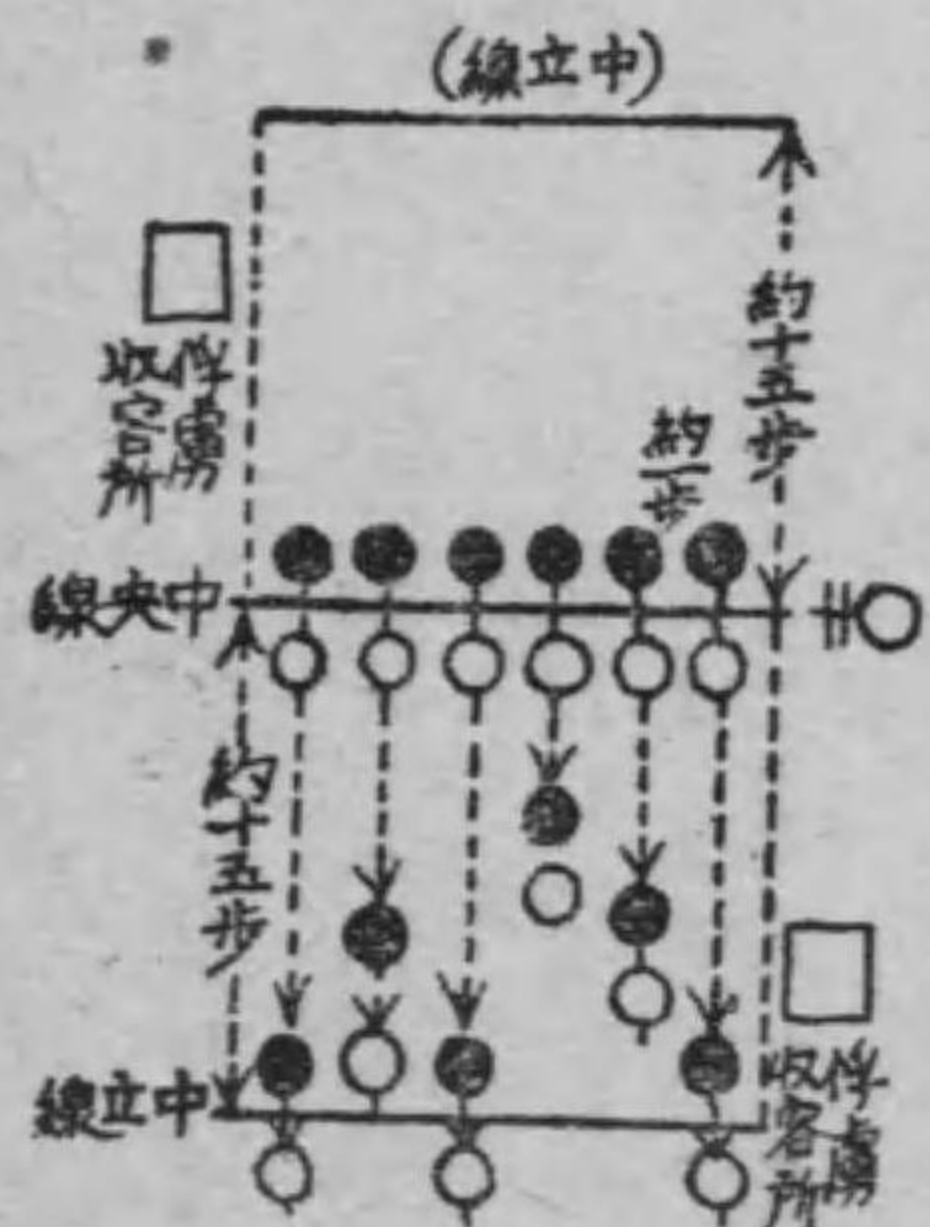
第四 俘虜(第五圖) 本運動は地上に中央線を畫き、此兩側約

十五歩の距離に平行線(中立線と名づく)を畫きて區域を定め、其區域外適當なる處に各々一個の俘虜收容所を設け、習技者を同一人員の赤、黒の二組に分ち、各組を約一步間隔の一行横隊と爲し、中央線の兩側に相對向して位置せしめたる後左の如く行ふ。

教官は明瞭に、『赤』或は『黒』と呼ぶ。呼ばれたる組に屬する習技者は、一齊に自己の後方に在る中立線に向つて逃走し、

反對組の習技者は全員擧つて直に敵を追ひ、中立線に至るまでに捕獲することを努め、俘虜は之を自己の收容所に拉致す。若し敵を逐ふべき者にして、却て逃走したる者は俘虜と爲すことを得。

第五圖



以上の如くして運動を反覆し、適當の時間内に於て多數の俘虜を獲たる組を以て勝者とす。

◎實施上の注意 (イ) 識別を明瞭ならしむる爲め一

方組の帽子を脱せしむる等、適宜の處置を取ること。(ロ) 教官は『赤』『黒』を呼ぶに方り、勉めて公平ならしむる爲め表裏ある物を投じ、例へば表を赤、裏を黒と定め置き、其地上に表はれたる方を呼ぶを可とす。

第五 旗送(第六圖其一、其二、其三)

本運動は左の如く實施す

- 一、習技者を同一人員の二組に分ち、距離間隔約五歩を有する二列に對向せしめ、敵味方を交互に配置し其位置を標示せしめ、同一翼の兩組の習技者に旗を持たしめたる後左の如く行ふ。(其一)

教官の合圖に依り、旗を持ちたる習技者は、逐次對列に在る

第六圖
(一其)



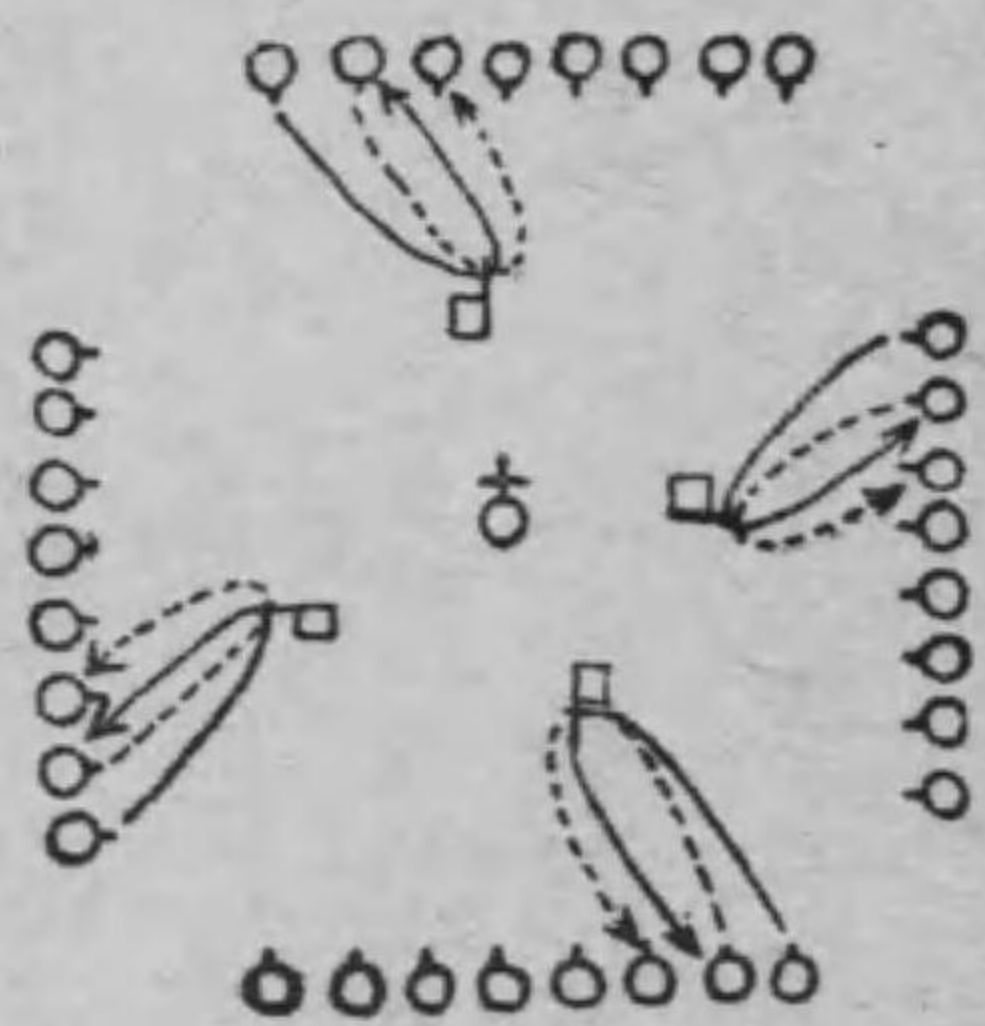
味方の者の位置に移りて旗を交付し、最後の者は之を教官の

許に持來り、其遲速を以て勝敗を定む。

本運動に於て、最後の者は教官の許に至ることなく、反對翼の味方に旗を交付し、前要領に依り之を反覆實施することを得。

二、習技者を同一人員の數組に分ち、各組を一行横隊と爲し、之を適當の形狀に配置し、其中央前等距離に標旗を植立し、各組の一翼の者に旗を持たしめたる後左の如く行ふ。(其二) 教官の合圖に依り、旗を持ちたる習技者は、疾走して標旗を

第六圖
(二其)

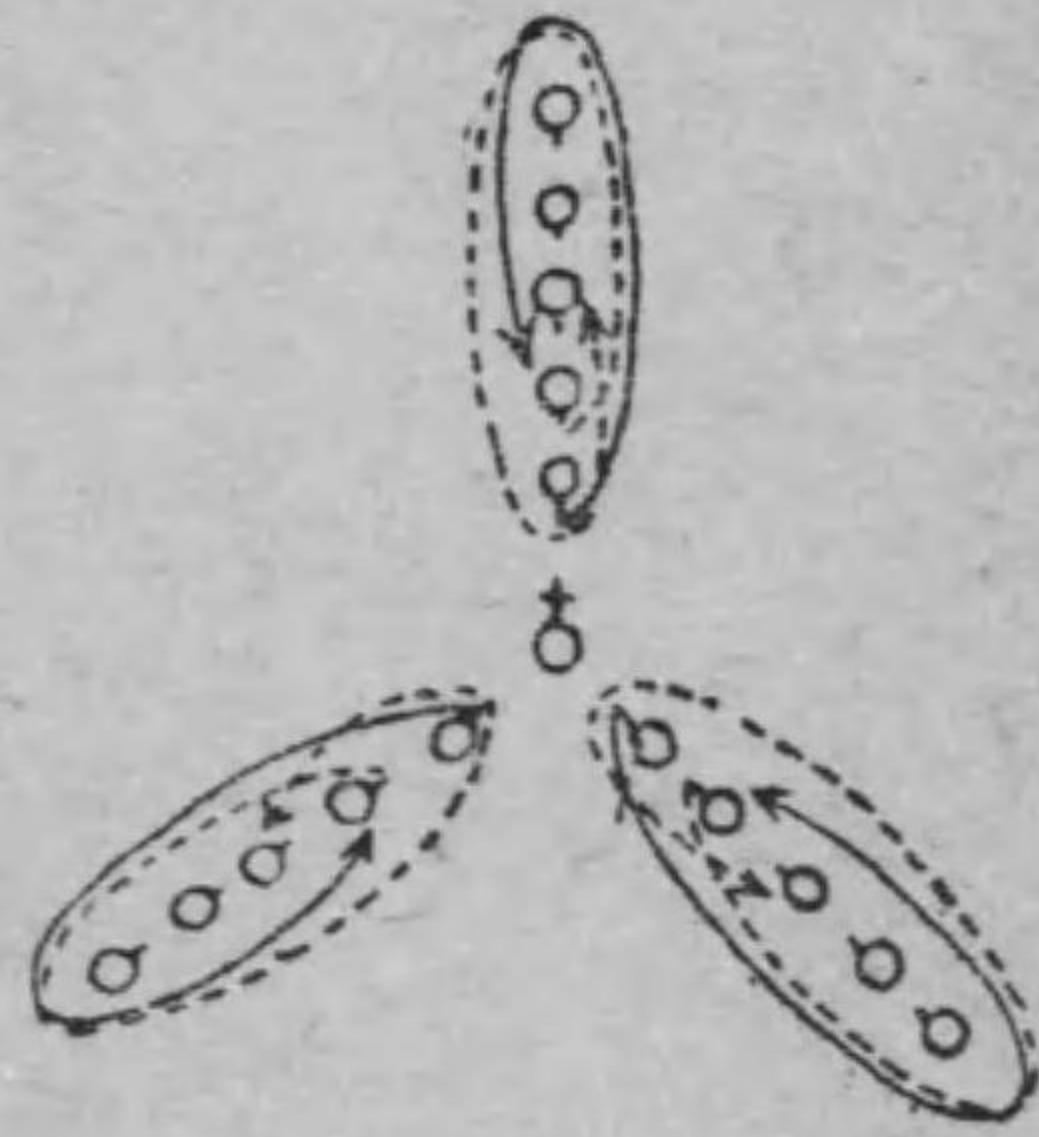


迂回し、次の者に旗を交付し、逐次此の如くして、最後の者は之を教官の許に持來り、其遲速を以て勝敗を定む。

本運動は各組を一行側面縦隊と爲し、之を放線上に配置し、標旗を迂回する代りに、各々自己の縦隊を一周して行ふことを得。(其三)

◎實施上の注意 習技者は旗を受授するに方り、其位置を離れ又は投與すべからず。

第六圖
(三 其)



第六圖陣鬼遊(第七圖)
本運動は習技者中の一名を捕者とし、他の一名を走者と定め、其他を約三歩間隔の二列の圓陣に配置し、捕者及走者を圓外

に位置せしめたる後左の如く行ふ。

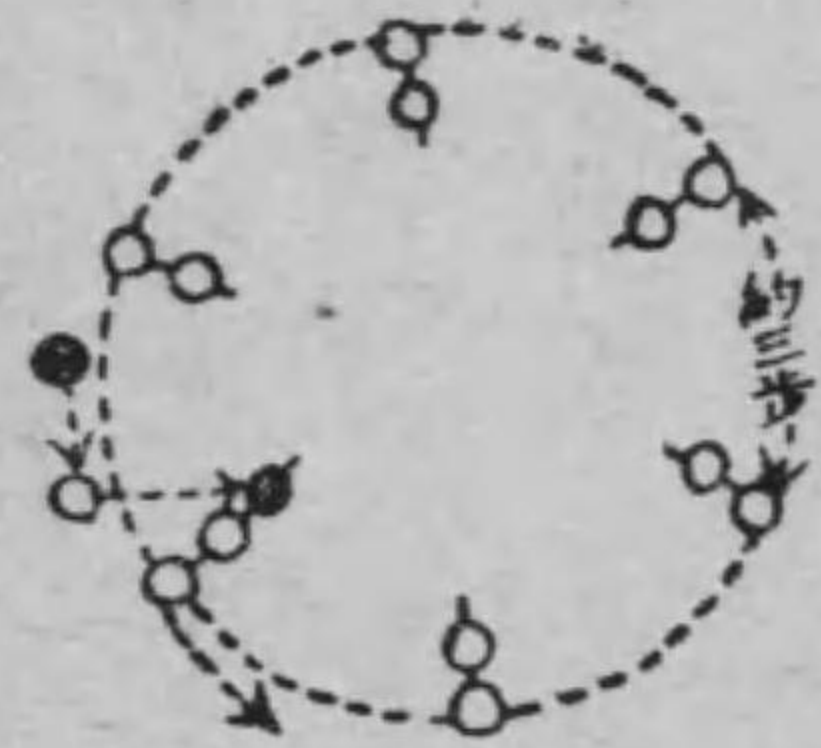
教官の合圖に依り、走者は捕者に追及せられざる如く圓の外側に沿ひて疾走し、適當の時機に某伍の内側に占位す。

此時其伍の外側の者は之に代りて走者となる。

捕者は圓内に入ることなく、走者に追及し、手にて之に觸れることを努む。

走者、捕者に觸れられたるときは、代りて捕者となり、續いて行ふ。

第七圖

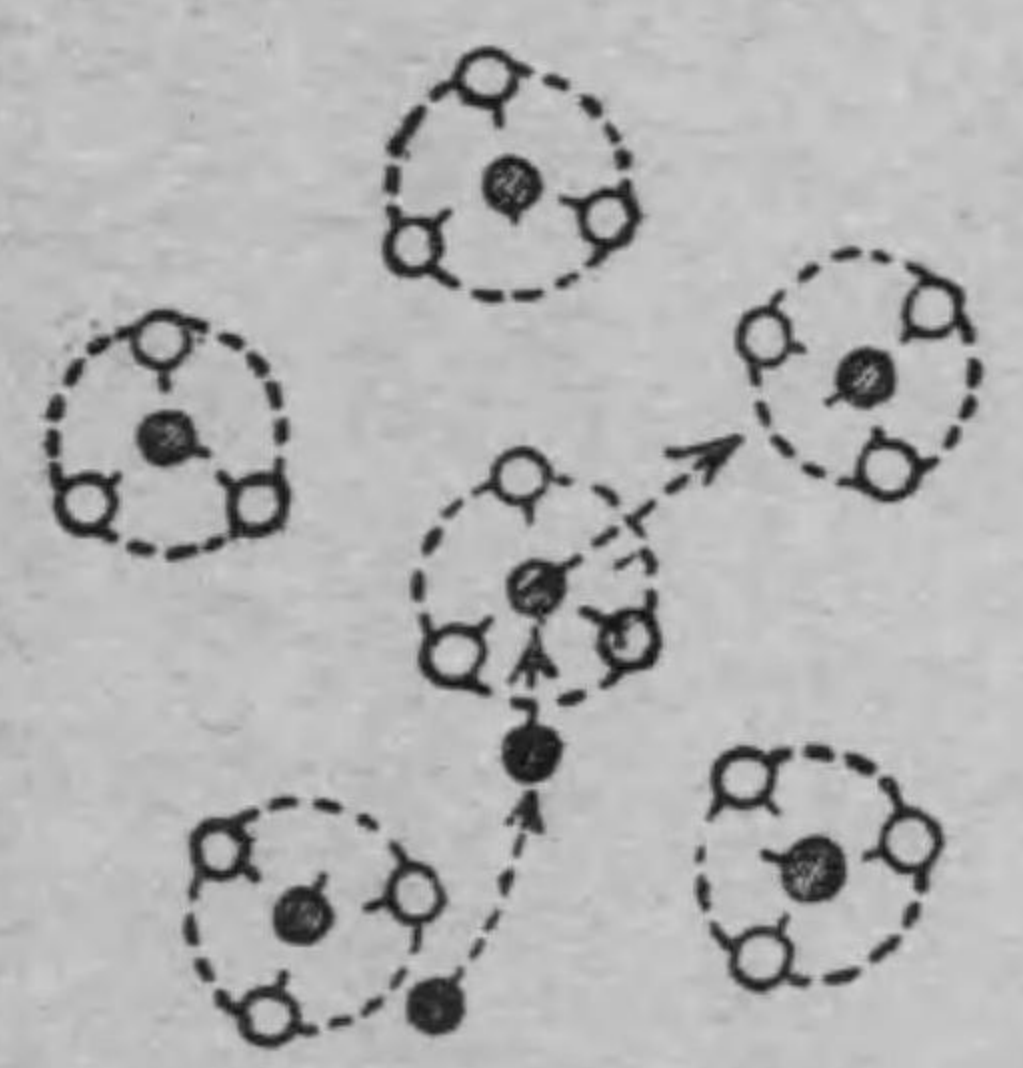


◎實施上の注意 競技中適時圓の縮小するを規整すること

第七圖 兎と犬(第八圖) 本運動は習技者を通常四人の若干の組に分ち、其中の一名を兎とし、其他は互に手を繋ぎ、兎を圍みて巢を作り、之を適當なる距離間隔に散在し

て配置し、別に一組の兎と犬とを設けたる後左の如く行ふ。
 教官の合圖に依り、犬は兎を追ひ、之を打つことを努む。打
 たれたる兎は代りて犬となり、續いて行ふ。
 兎若し巢に逃れたるときは、其巢に在りたる兎は速に他の
 巢に移るものとす。
 巢内に入りたる兎は打たる、
 ことなし。

第八圖



本運動は二組乃至三組の犬と兎
 とを設けて行ふことを得。

◎實施上の注意 (イ) 犬は認識

に便ならしむるを要す。(ロ) 適當の時に於て、犬及び兎と巢
 を作れる者とを交代せしむるを要す。

第八 獵師 本運動は地上に一邊約三十歩の方形を畫して遊技
 區域と爲し、約三十名の習技者中の一名を獵師とし、一個若く
 は數個の珠を持たしめ、其他を走者として、此區域内に散在せ
 しめたる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、獵師は走者を追ひて之に珠を中つること
 を努む。珠に中りたる者は悉く獵師となり、互に協力して
 續いて行ふ。

◎實施上の注意 (イ) 獵師四人となりたる後は走者を逐ふこと

なく、球を拾ひたる處より之を投ずるものとす。(ロ)獵師は認識に便ならしむるを要す。

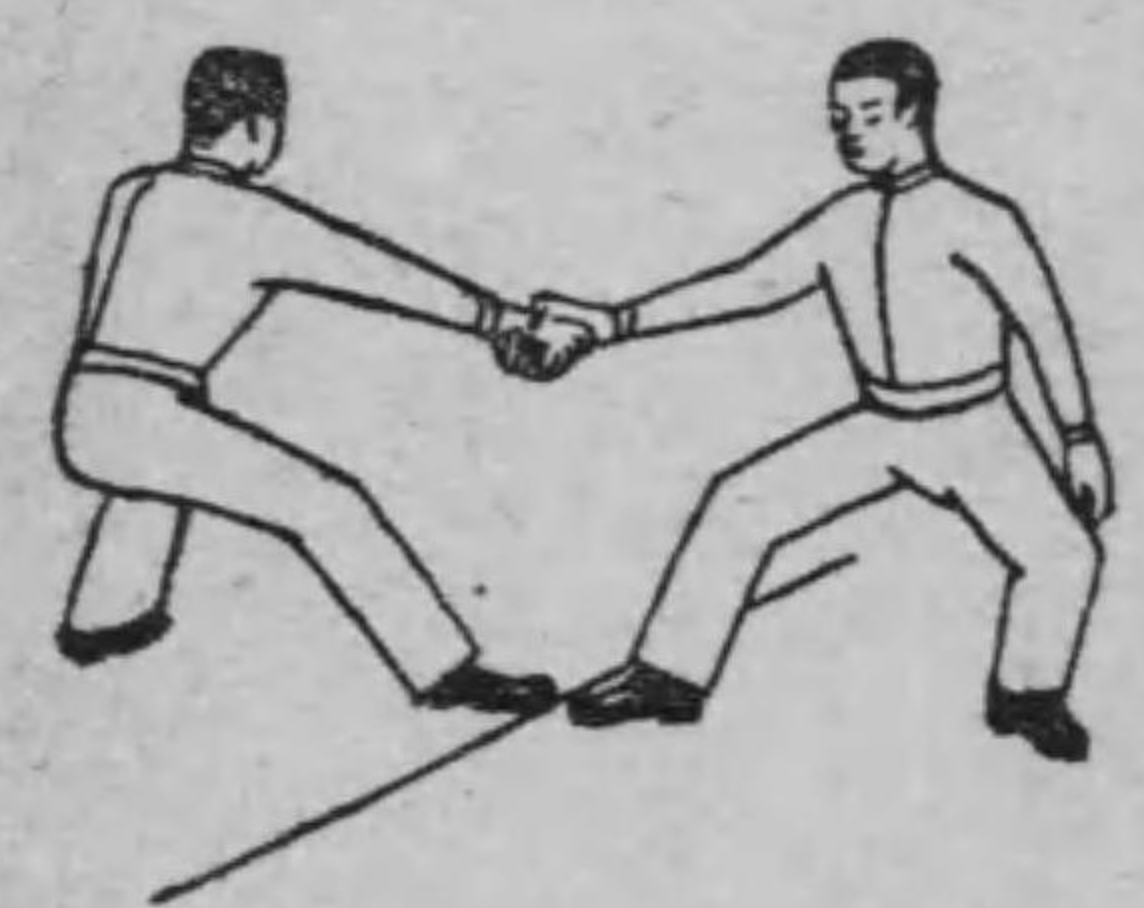
□其四 横腹の運動に屬するもの

第一 球送 本運動は習技者を約一步間隔の二列横隊と爲し、不動の姿勢、若くは開脚姿勢を取らしめ、一翼の習技者に球(其他適當なるもの)を持たしめたる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、球を持ちたる習技者より、臂上姿勢にて側屈運動を行ひつ、逐次球を他翼に送る。

本運動は習技者を同一人員の若干の組に分ち競争せしむることを得。

第九圖



◎實施上の注意 成るべく正確なる態度にて行はしむること。

第二 人捕(第九圖) 本運動は習技者を同一人員の二組に分ち各組を約一步間隔の二列横隊と爲して相對向せしめ、中間に一線を畫き、陣の境界と爲し、使用すべき一方の手を示したる後

左の如く行ふ。

教官の『始め』の令に依り、習技者は示されたる一方の手のみを以て敵の手を捕へ、自己の陣内に引入れ、俘虜と爲すことを努む。

斯の如くして適當の時間内に於て

多數の俘虜を獲たる組を以て勝者とす。

◎實施上の注意 (イ)敵を捕ふる爲に、服又は脚等を掴むべからず。(ロ)自己の對手を俘虜と爲したる者は、他の敵を捕へ又は味方を補助することを得。(ハ)兩手を使用したる者は俘虜と見做す。

□其五 跳躍運動に屬するもの

第一 一人一脚 本運動は出發線及び到着線を標示し、習技者を出發線上に約二歩間隔の一系列横隊に配置し、手拭の類を以て足關節を緊束せしめたる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、各習技者は跳躍しつゝ他に先んじ、到着

線に達することを務む。

◎實施上の注意 本運動は足關節を緊束する事なく行ふ事を得
第二 馬跳(第十圖) 本運動は習技者を約五歩距離の一系列縦隊と爲し、各自をして馬

を構成せしめたる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、縦隊の

最後尾の者より逐次運動を起し、跳越臺の縦跳の要領

に準じて各馬を跳越し、順次先頭に進出して更に馬を構成す。

第十圖



本運動は馬を側方に面せしめて行ひ、又習技者を同一人員の若干に分ちて競争せしむることを得。

◎實施上の注意 馬は成るべく頭を低くすること。

第三 脚切 本運動は習技者中の二名を切斷者とし、其他約三歩距離の縦隊と爲したる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、切斷者は繩を一定の高さに保ちたる儘、縦隊の先頭より行進し、習技者は各自高跳を行ひ。之に觸れざることと務む。若し繩に觸れ、運動を停止せしめたる者は代りて切斷者となり、續いて行ふ。

本運動は習熟するに従ひ、約三步間隔の横隊又は圓陣と爲して

行ふことを得。

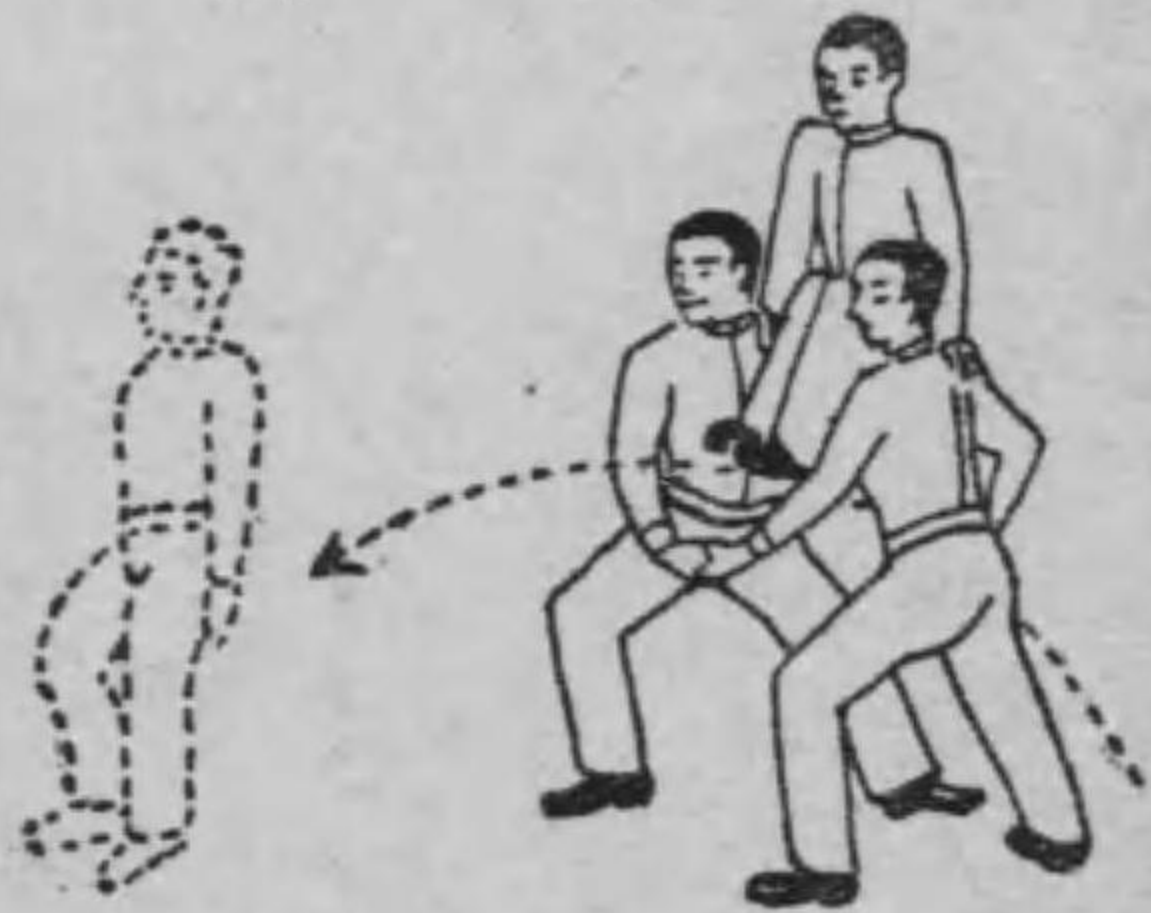
◎實施上の注意 繩の高さ及び行進速度は、習技者の習熟の度に依りて適宜之を定むべし。

第四 隘路通過(第十一圖) 本運動は習技者を間隔約一步距離約五歩の二列側面縦隊と爲し、外側の足を前に出して隘路を構成せしめたる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、縦隊の最後尾の者より逐次運動を起し、手を兩人の兩側肩上に置き、兩足踏切を爲し、手にて肩を壓して前方に跳び、順次先頭に進出して更に隘路を構成す。

本運動は習熟するに至れば、隘路を構成する二人は、互に軽く

第十圖



外側の手を握りて、跳躍の高さを規
整することを得。
◎實施上の注意 隘路を構成する者
は頭を正面に向け、又體を堅固に
支持するを要す。

□其六 雜

第一 球落 本運動は約二十名の習
技者を約二歩間隔の一系列の圓陣に配
置し、内一名の習技者に一個の球を持たしめ、他に一名の捕者
を定め、圓外に位置せしめたる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、球を持ちたる習技者は其位置を離るゝこ
となく、之を隣の者に送り、捕者は球を打落すことを努む。
打落されたる者は代りて捕者となり、續いて行ふ。
本運動は間隔を數歩に開き、又は球を二個捕者を二名として行
ふことを得。

◎實施上の注意 捕者は圓周内に入ることを得ず。

第二 動的射撃 本運動は約二十名の習技者中數名の射手を選
び各々一個又は二個の球を持たしめ、壁に面して約十歩の距離
に位置せしめ、其他を走者としたる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、走者は一名宛順序に一射手の姓を呼び、

逐次適當の距離を間し、壁に沿ひて疾走し、射手は己を呼び
たる走者に球を中つることを努む。

球命中せざるときは射手は其走者と交代す。

◎實施上の注意 走者は體を轉じて球を避くることを得るも、
過度に躊躇せざること。

第三 襲撃 本運動は約六十名の習技者を、同一人員より成る
攻防二組に分ち、各組に一名の指揮者を設け、守者を圓形に結
びたる網の内側に沿ひて配置し、網を略々乳の高さに保持せし
め、特に帽を冠れる王を、圓内に位置せしめたる後、左の如く
行ふ。

教官の合圖に依り、攻者は指揮者の區署に従ひ、外側より守
者を襲撃し、王の帽を奪ふことを努む。守者は之に對抗して
王を保護す。

攻者王の帽を奪ふか、又は守者所定の時間守備し得たるときは
勝者とす。

◎實施上の注意 (イ) 攻者は網の下を潜り、其内側に入ること
を得ず。(ロ) 王の帽は手にて保護することを得ず。

第二類 競技

第一 網曳(第十二圖) 本運動は平地上に圖の如く設備し、習

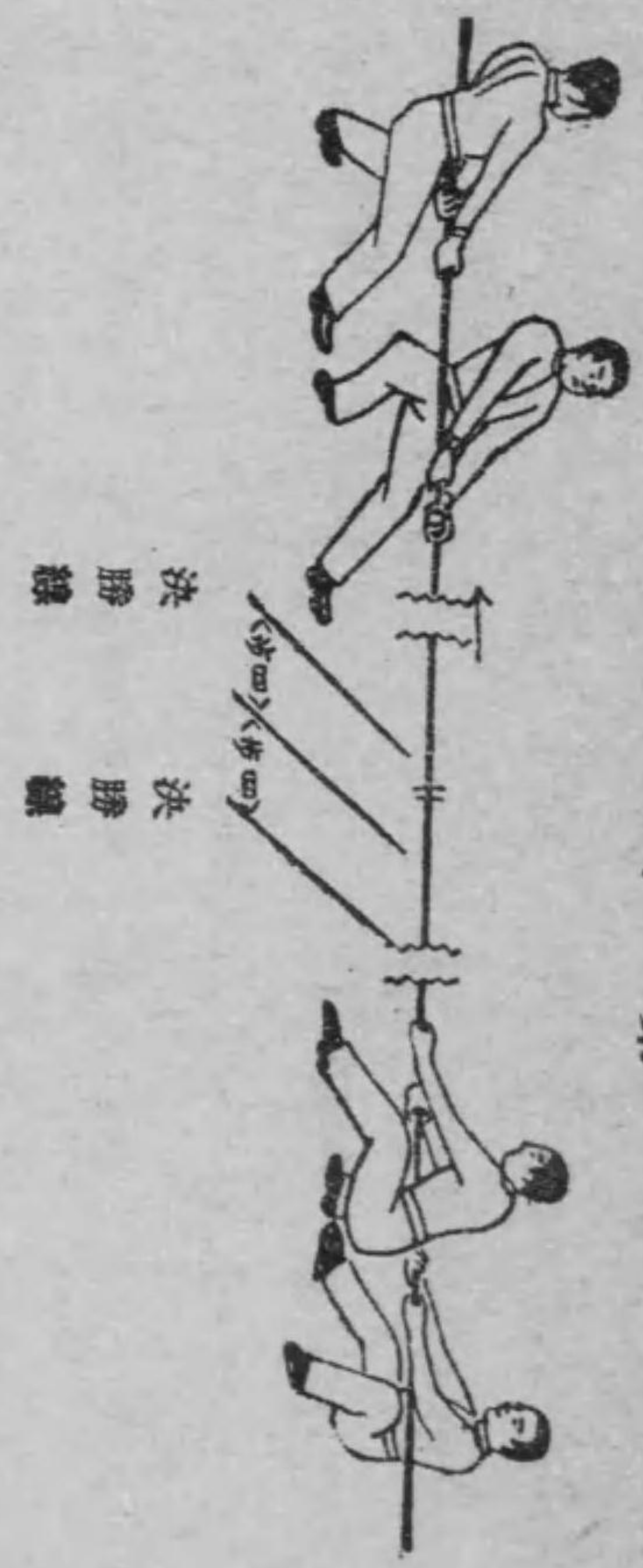
技者を同一人員より成る二組に区分し、各組に一名の指揮者を
 設け、習技者を網の兩側に相對向して位置せしめたる後左の如
 く行ふ。

教官の『用意』の令にて、習技者は片足を前に出して蹲まり、
 體に近く兩手にて約一握を距て網を握る。

教官の『始め』の令に依り、習技者は指揮者の記號に従ひ、大
 聲に呼號しつゝ、兩足殊に前足にて強く地面を壓し、臂に力を
 加へ、網の方向を變ずることなく、上體を充分後に反らし、
 協力一致して網を曳く。

勝者は網に附したる標示點が、決勝線を通過したる時教官之を

圖 二 十 第



決す。

勝敗決すれば、教官『止め』の令を下す。此令にて習技者は運動

を止めて起立す。

本運動は兩班の習技者を、綱より適當の距離に位置せしめ、教官の合圖に依り、各個に綱の位置に走出て、行はしむることを得。

◎實施上の注意 (イ)本運動に於ては地面に足掛りを設くることを許さず。(ロ)習技者相互の距離は動作を妨害することなく、且牽引力を離散せざる爲め約一步を適當とす。

第二 早駆競走 本運動は通常二百米以下の平坦地に於て、出發線及到着線を標示し、習技者を出發線上に二歩間隔の一系列横隊に配置し、適當なる出發姿勢を取らしめたる後、左の如く

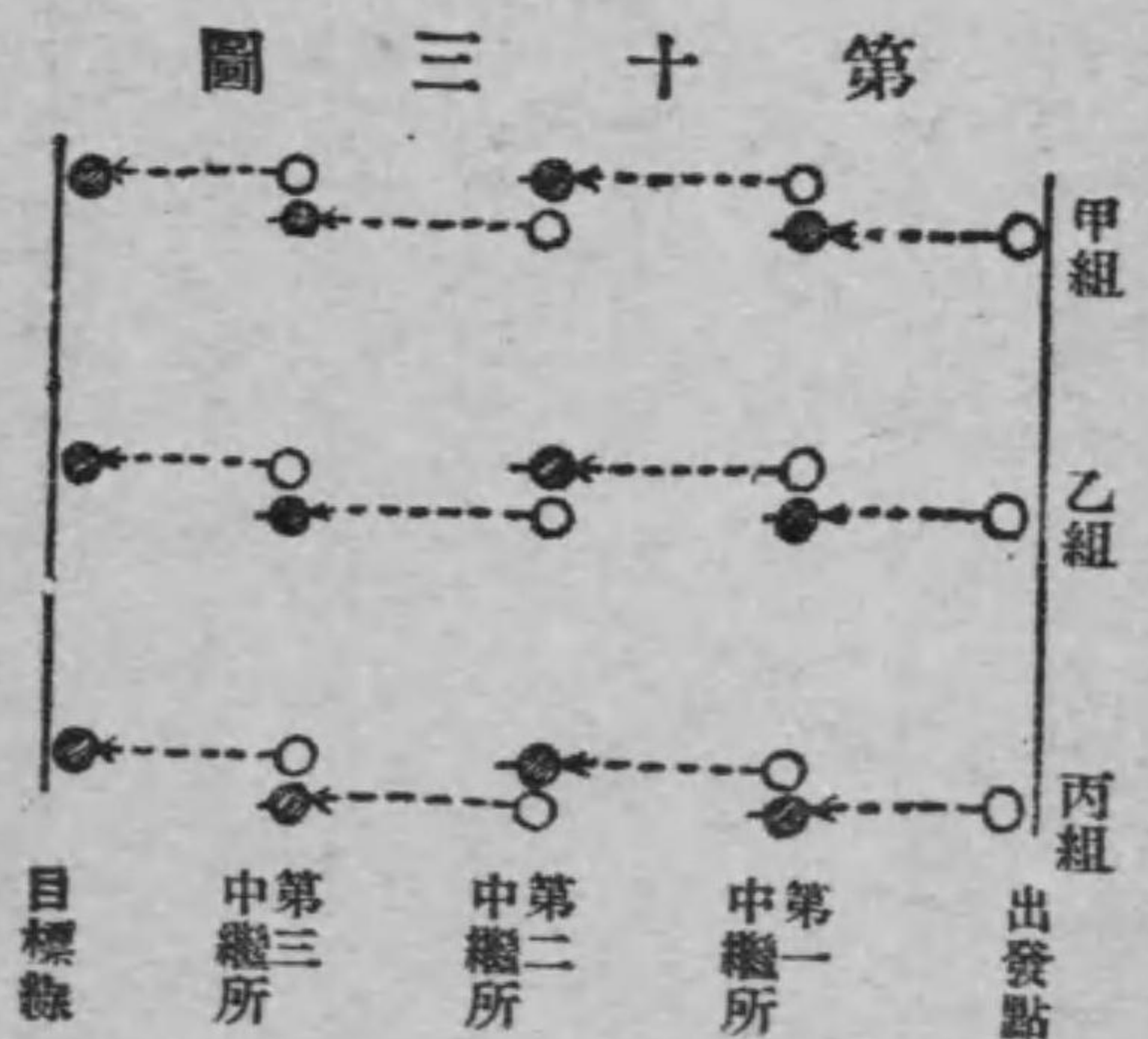
行ふ。

教官の合圖に依り出發し、各自最大速度を以て疾走し、他に先んじ到着線に達することを努む

本運動は出發の要領を會得せしめたる後、小距離のものより始め、漸次距離を増大するを要す。

◎實施上の注意 (イ)蛇行し、又は足を交叉し、或は外側に踏むことなく、足尖にて疾走すること。(ロ)疾走中上體は稍々前に傾け、臂を軽く屈げて前後に振ること。(ハ)他人の進路に入り、又は他を妨害せざること。(ニ)到着線に近づきて速度を緩めざること。(ホ)到着線附近に障礙物なき餘地を存す

ること。



第三 中繼競走(第十三圖)
 本運動は平地上に圖の如く設備し、習技者を同一人員より成る二個以上の組に區分し、各組に屬する一人宛を出發線並に各中繼所に配置し、出發線に在る習技者に、木片若くは旗の類を持たしめたる後、左の如く行

ふ。

教官の合圖に依り、各組の第一番は出發し、最大速度を以て疾走し、持ちたる物を第二番に渡し、第二番は之を受取り、第三番に向ひ疾走す。以下之に準じ遂に最後の者に至る。勝敗は最後の者の第一に目標線に到着せし組を以て勝者とす。本運動は各習技者を圓周上に配置し、又は『旗送』の要領に準じて行ふことを得。

◎實施上の注意 (イ)各中斷所の數及び距離は、習技者の人員體力等を顧慮して之を定むと雖、其距離は通常百メートル内外を可とす。(ロ)中斷所に於ける相互の授受は、通常十五歩以

内の行進間に於て行ふことを得。

第四 球入競争(第十四圖) 本運動は平地上に圖の如く區域を定め、横線の中央に約十五歩を間して植立し、高さ二米五十二横材を張りて關門を作り、習技者を同一人員より成る二組(各組の人員は約十五名を適當とす)に區分し、各組に一名の指揮者を設け、習技者を中央線の兩側に相對向して概ね圖の如く位置せしめ、球を場の中央に置き、最初蹴球すべき組を示したる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、示されたる組の一名球を蹴るや、全員運動を開始し、左の規定に依り互に攻防の術を盡し、敵の關門

に球を入るゝことを努む。

一、本運動に於ては足にて球を蹴り、或は手にて之を投げ、又は運ぶことを得。

二、球が區域外に出でしときは、區畫線と珠の經路との交叉點に於て、球を出せし反對組の一名之を蹴り、又は投ぐるものとす。

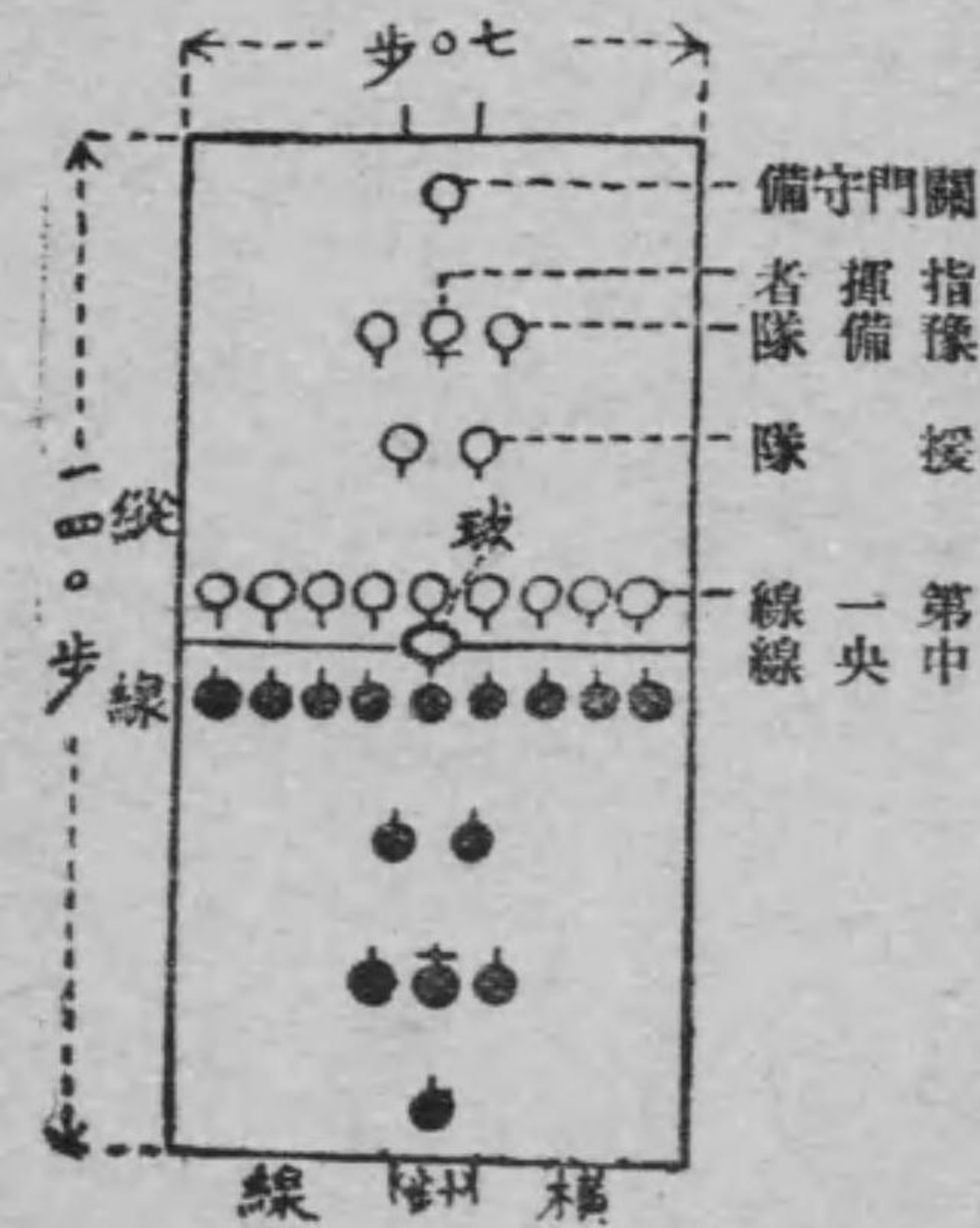
三、兩組の習技者蝟集して、勝敗決せざるときは、教官は運動を中止し、其位置に於て球を直上に投じ、再び運動を開始せしむ。

勝敗は敵の關門に球を入れたる組を以て勝者とす。

◎實施上の注意 (イ)組の識別を明瞭ならしむる爲め帽を脱せしむる等、適宜の處置を取るべし。

(ロ)競争の指導を容易ならしむる爲め、教官の外所要の補助者を置きて審判を補助せしむるを可とす。

第四十圖



第五 騎馬戰 本運動は習技者を同一人員より成る二組に區分し、各組は習技者を通常四名宛(三名より成る馬と一名の騎者)の若干群に分ち、各組に一名の指揮者を設け、約五十歩を間して、相對向して位置せしめたる後左の如く行ふ。

教官の合圖に依り、兩組は指揮者の區署に従ひ前進し、接戦格闘を始め、反對組の騎者を落すことを努む。

勝敗は敵の騎者全部を落馬せしむるか、或は一定時間内に、落馬者の數少き組を以て勝者とす。

◎實施上の注意 馬は騎者を落すことに助力するを得ず。

青年團競技終

大正六年八月十五日印刷
大正六年八月二十七日發行

定價金拾錢

著者兼

東京市麹町區內幸町一ノ四

水

印刷者

東京市麹町區內幸町一ノ四

積

印刷所

東京市芝區愛宕町三丁目二番地
東洋印刷株式會社

發行所

東京市麹町區內幸町一ノ四
青年團中央部

27B8

終

